

小学校養護教諭の内服薬に関する意識

Study on Yogo Teachers' View of Medication in Elementary School

菅原 麻里子*・葛西 敦子**

Mariko SUGAWARA*, Atsuko KASAI**

要 旨

本研究は、養護教諭の内服薬に関する意識について調査し、保健室における内服薬の使用、管理のあり方を検討することを目的とした。調査対象は北海道の小学校に勤務する養護教諭とし、109名より有効回答を得た。保健室における内服薬使用については、「望ましくない」が69% (75名) であった。その75名の養護教諭は実際には使用することがある65.3% (49名) の回答があり、考えと実際の使用状況に違いが見られた。内服薬の使用は、「割合よく使用する」は1% (1名) のみで、「やむを得ない場合のみ使用する」が74% (81名) であった。内服薬使用時には68% (55名) が相談しており、相談相手は保護者が最も多かった。内服薬の管理については17.1% (14名)、使用については45.1% (37名) が不安に感じていた。学校薬剤師との連携がとれていると回答した者は約5割であるが、学校医との連携がとれているとした者は2割に満たなかった。これらより養護教諭は内服薬の管理、使用ともに慎重に取り組んでいるという結果であったが、学校薬剤師、特に学校医との連携についての課題が明らかとなった。

キーワード：養護教諭、内服薬、保健室

I. 緒 言

学校保健法第19条に「学校には、健康診断、健康相談、救急処置を行うため保健室を設けるものとする。」とあるように、保健室の役割の一つとして、学校管理下で起こった怪我や病気に対する救急処置が挙げられる。一般的に、救急処置とは、「突発的な傷病者に対して、本格的な医療処置が行われるまでの間、傷病者の状態を現状よりも悪化させないようにするために、傷病者に対して行う処置」であり、「専門的な医療器具、薬品を使用せず、また、高度の医療技術も必要としないで行うもの」である¹⁾。保健室で行われる救急処置も基本的にはこのような概念で捉えられており、医療の枠組み内へ送り込むまでの処置を行い、また、一般の医療の対象とならない程度の軽微な傷病の処置を行う²⁾ことが役割である。その救急処置に必要な備品も含め、保健室の備品については、文部省体育局長通知（昭和33年文部省体育局長通達「学校保健法および同法施行令等の施行にともな

う実施基準について」を昭和61年文部省体育局長通知「保健室の備品等について」により改正）で示されているが、この中に、医薬品についての具体的な記載は無く、他にも、医薬品についての記載は見当たらない。

学校における救急処置では、医薬品、特に内服薬は出来る限り使用しない方向³⁾で考えられているが、医師による治療を必要としない軽微な障害や医師にかかるまでの応急処置に限っての医薬品を常備する⁴⁾必要はあると思われる。しかし、北海道を例にとれば、北海道学校保健会設定による「保健室備付け医薬品取扱要領」(昭和55年2月設定、昭和62年1月一部改正)が見受けられるが、これは、昭和61年以降改定されていないという現状にあり、また、他に医薬品について公に定められたものはほとんど見当たらない。そのため、保健室に備える医薬品については、学校の種別や規模、地域の実情を考慮し、学校の養護教諭と学校薬剤師とが相談して決めたり、購入しているのが

* 青森県下北郡大間町立大間中学校
Oma Junior High School, Oma-Town, Shimokita-country, Aomori-prefecture

** 弘前大学教育学部教育保健講座
Department of School Health Science, Faculty of Education, Hirosaki University

現状であると推察される⁵⁾。

古田ら⁶⁾の調査で、小学校において、66%の学校が乗り物酔い薬を、65.3%の学校が解熱・鎮痛薬を常備しているという結果からもわかるように、実際に多くの学校で内服薬を常備しているにも関わらず、保健室における医薬品についての具体的なガイドラインは示されていない。そのため、養護教諭は医薬品の管理、使用についてそれぞれ独自の考えを持って執務にあたっているのではないかと考えた。特に、内服薬の使用に関しては、副作用や薬物アレルギー等の心配があることから、選定や使用についてより個人の考えがあるものと推察される。また、様々な不安も抱いているのではないかとと思われる。

そこで、本研究では、養護教諭の内服薬に関する意識について、また、学校医や学校薬剤師との連携について調査し、保健室における内服薬使用のあり方を検討することを目的とした。

II. 調査対象および方法

1. 調査対象

調査対象は、北海道胆振管内、石狩管内、札幌市の小学校に勤務する養護教諭約400名のうち無作為に抽出した200名であった。回収数111名（回収率55.5%）、有効回答者数109名（有効回答率98.2%）であった。

調査対象は、小学校に勤務する養護教諭とした。小学生は自分の不調を適切に訴えることができないこと、また、成長発達過程にあるため内服薬の作用、副作用は成人とは異なることなどから、小学校に勤務する養護教諭は使用について、より慎重でなければならない。そのため、小学校に勤務する養護教諭が内服薬に対してどのような意識を持っているのかを明らかにすることにした。

2. 調査方法

選択肢式と記述式を併用した無記名の質問紙郵送調査法を用いた。

調査内容は千葉⁷⁾、打川ら⁸⁾の文献を参考に、独自の項目も加えて作成した。

- 1) 調査対象の背景
- 2) 内服薬に関する意識
- 3) 内服薬の使用状況について
- 4) 内服薬の管理、使用についての不安内容
- 5) 学校薬剤師との関係について
- 6) 学校医との関係について

7) 児童、保護者に対する啓蒙活動について

調査期間は、2002年10月28日から11月19日までであった。

統計解析には、Excel 2000 for Windows を用い χ^2 検定を行った。

III. 結果

1. 回答者の属性

1) 年齢

回答者の年齢は24歳から60歳、平均44.3±8.7歳で、年代別では40歳代が38%、50歳代が27%であった。

2) 経験年数

養護教諭経験年数（講師年数含む）は2年から40年で、平均22.7±9.2年であった。

3) 看護師免許の有無と臨床経験の有無

看護師免許を持っている者は、109名中12名であり、そのうち臨床経験がある者は4名であった。

2. 内服薬に関する意識

1) 内服薬使用についての考え

「養護教諭としてあなたは、内服薬を使用することをどう思いますか」という質問の結果、「望ましくない」と答えた者が69%で最も多かった。次いで「救急処置をするために一般用医薬品の範囲であれば使用しても良い」が18%、「学校医・学校薬剤師の指導・助言があれば良い」が4%となり、合わせると「条件付きで使用しても良い」という者が22%をしめた（図1）。

① 「望ましくない」の理由

「望ましくない」と回答した75名中、理由を記載した者は53名（70.7%）であった。理由を文脈に沿って分類したところ、のべ80件であった。理由とその内訳は表1の通りである。

② 「学校医・学校薬剤師の助言・指導があれば良い」の理由

「学校医・学校薬剤師の助言・指導があれば良い」と回答した4名中、理由を記載したのは1名であった。理由は、「現実に常備し、修学旅行では使用している。家庭で面倒の見きれていない子もいるため使用せざるを得ない」であった。

③ 「救急処置のために、一般用医薬品の範囲なら使用しても良い」の理由

救急処置をするために一般用医薬品の範囲であれば使用しても良い」と回答した20名中、理由を記載したのは12名（60.0%）であった。理由を文

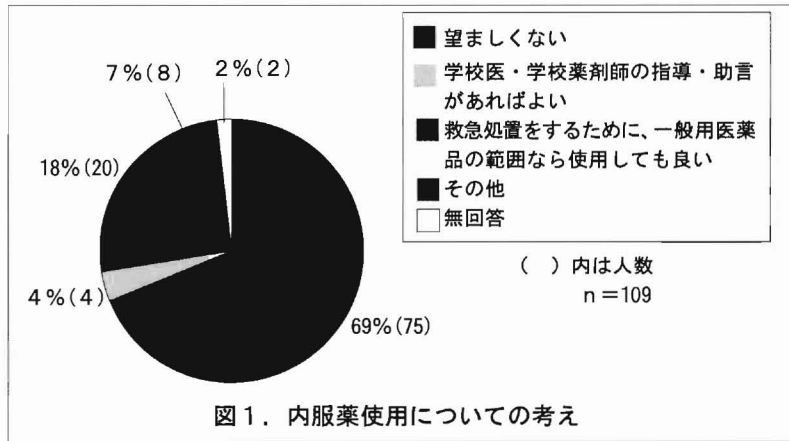


表1. 「望ましくない」の理由

のべ件数 80件

理由	件数	内 訳	件数
養護教諭の仕事の範囲ではない	24	保健室は治療の場ではない	9
		薬は、保護者や医師の責任のもと与えられるべきである	7
		医療行為になる	6
		普段服用している薬は持参させ、学校が与えるべきではない	2
薬以外の方法で対処すべき	18	服用させなければならぬような症状がある時は早退させる	9
		休養する、暖める、冷やす、カウンセリングなどで様子を見る	6
		自然治癒力を大切にす	3
養護教諭の判断で与えるべきではない	18	子どもも体質が多様化し、全てを把握しきれない	13
		養護教諭は薬についての知識が豊富ではないので危険である	3
		子どもの話だけでは判断できない	2
アレルギー、副作用の心配	20	アレルギー、副作用の心配があり、安易に与えられない	17
		法的に保障されておらず、事故があった時の責任がもてない	3

表2. 「救急処置のために、一般用医薬品の範囲なら使用しても良い」の理由

のべ件数 17件

理由	件数	内 訳	件数
症状軽減のため	4	子どもを楽にしてあげられる	3
		早退させようとしても家庭との連絡がとれない時	1
確認がとれれば良いと考える	7	保護者の確認がとれれば使用しても良い	5
		修学旅行中の時、保護者や医師から要請があればやむを得ない	1
		子ども本人に服用経験を聞き、確認できれば使用しても良い	1
理由がはっきりしているときは良い	6	生理痛などの場合	3
		整腸剤、乗り物酔いなど	3

脈に沿って分類したところ、のべ17件であった。

理由とその内訳は表2の通りである。

④ 「その他」の内容と理由

その他の内容を記載したのは、8名中5名(62.5%)で、「普段は使用しないが、宿泊を伴う場合のみ使用する」「保護者や本人の希望で与えることもある」等であった。

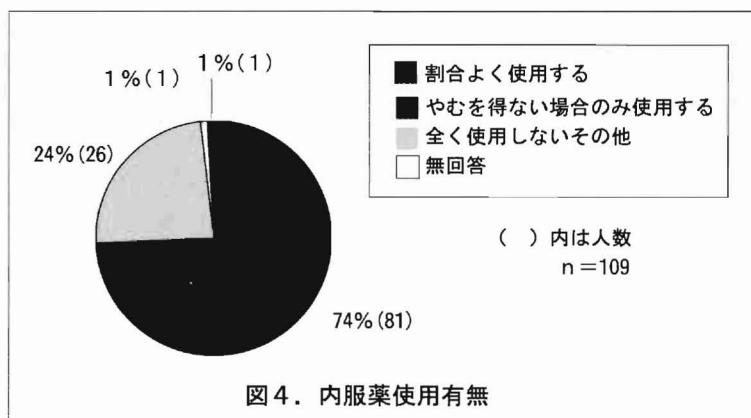
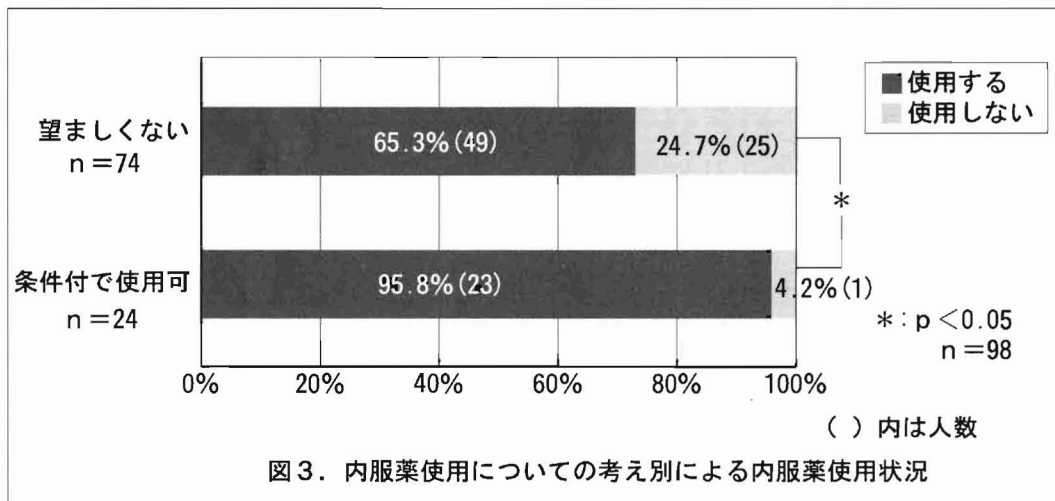
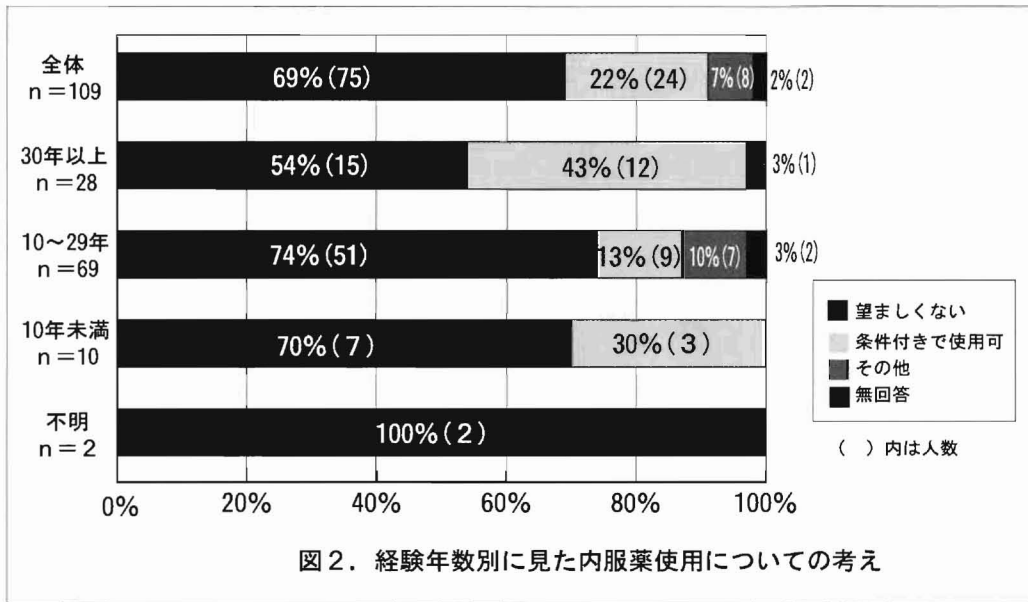
2) 経験年数別に見た内服薬使用についての考え

「学校医・学校歯科医の助言・指導があれば良い」「救急処置をするために一般用医薬品の範囲であれば使用しても良い」と答えた者を「条件付きで使用可」とする。「望ましくない」と答えた者が経験年数10年未満では70%、10～29年では74%なのに対し、30年以上では54%であった。また「条件

付きで使用可」は、10年未満で30%、10～29年では13%、30年以上では43%であった(図2)。

3) 内服薬使用についての考え別に見た内服薬使用状況

「割合よく使用する」「原則的には使用しないが、やむを得ない場合に限り使用する」と答えた者を「使用する」群、「全く使用しない」と答えた者を「使用しない」群とした。「条件付きで使用可」と考えている24名のうち23名(95.8%)、「望ましくない」と考えている74名のうち49名(65.3%)が「使用する」群であった。内服薬使用について、「条件付きで使用可」と考えている者は、「望ましくない」と考えている者に比べ、「使用する」者の割合が有意に高かった(図3, p<0.05)。



3. 内服薬の使用について

1) 内服薬使用状況とその理由

症状を緩和するための内服薬使用については、「割合よく使用する」が1%、「原則的には使用しないが、やむを得ない場合のみ使用する」が74%、「全く使用しない」が24%であった(図4)。「割合よく使用する」「原則的には使用しないが、やむを得ない場合のみ使用する」と答えた82名を「使用する」群、「全く使用しない」と答えた26名を「使用しない」群としてそれぞれの選択肢から複数回答で理由を回答してもらった。

「使用する」群の理由としては「原因が明らかである」が最も多く、以下、「内服薬の使用により、症状が軽減する」、「家庭との連絡がとれない」と続く。「その他」も34名の者が選択しており、宿泊学習中の使用などが使用理由として挙げられた。

「使用しない」群の理由としては「早退させ、安静にするように勧める」が最も多く、以下「内服薬に頼らなくても、適切な処置により症状の軽減が期待できる」、「副作用の心配がある」と続く。

「その他」は2名で、内容は「保健室は、病院でも薬局でもなく応急処置をする場であるため」であった。

2) 内服薬使用時の相談の有無と相談相手、相談内容

① 相談の有無

内服薬の使用について、使用する群82名に、「今までに、内服薬を使用する際、誰かに相談したことがありますか?」と質問したところ、「ある」と答えた者が68%、「ない」と答えた者が30%であり、7割近くの者が今までに、内服薬を使用する際に誰かに相談した経験があるという結果であった(図5)。

② 相談相手

内服薬使用時に相談したことがあると答えた55名に、相談相手を複数回答してもらった。その結果、保護者が50名と最も多く、ほとんどの養護教諭が保護者に相談していた。

③ 相談内容

内服薬使用時に相談したことがあると答えた55名に、相談内容を自由回答してもらった。内容を記載した者は55名中48名(87.3%)であった。内容を文脈にそって分類したところ、のべ63件であった。最も多いのが、「内服薬使用の可否」であり、次いで「その内服薬の使用経験の有無」であった。

3) 内服薬を与える際に確認すること

「初めて内服薬を与える際に必ず確認することは何ですか?」という質問の結果、最も多いのが「薬のアレルギーがないか」で72名、次いで「他の医薬品を服用していないか」68名、「現在、医療機関にかかっていないか」57名と続いた。その他としては、「食事状況」「症状」「保護者の承諾」「服用経験の有無」であった。

4. 内服薬の管理、使用についての不安内容

1) 内服薬の管理について

「使用する」群82名のうち、内服薬の管理について不安があると答えた者は17.1% (14名)であった。不安内容を記載したのは、14名中10名(71.4%)で、その内容は「保管について」「職員との共通理解がなされていない」「安易に使用したがる傾向がある」等であった。

2) 内服薬の使用について

「使用する」群82名のうち、内服薬の使用について不安があると答えた者は45.1% (37名)であった。不安内容を記載したのは、37名中35名(94.6%)で、その内容は「情報収集、把握の困難」「事故の

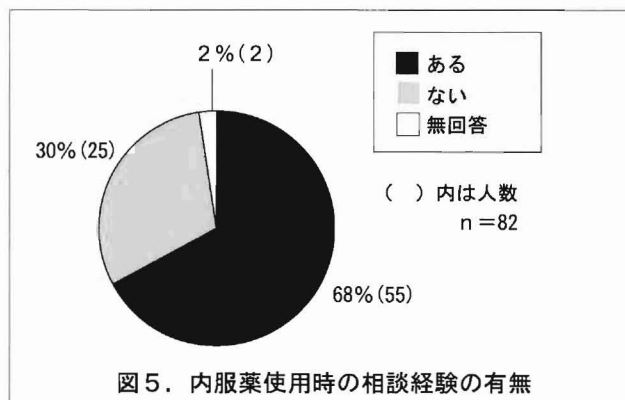


図5. 内服薬使用時の相談経験の有無

際の責任」「養護教諭不在時の使用について」等であった。

5. 学校薬剤師との関係について

1) 薬品の管理について

「学校薬剤師とは、薬品の管理についてよく連携がとれていると思いますか？」という質問の結果、「とてもよくとれている」と答えた者15%、「まあまあとれている」と答えた者36%であり、あわせると約5割が連携がとれているというものであった(図6)。

2) 薬品の使用について

薬品の使用について、1)と同じように質問した結果、「とてもよくとれている」10%、「まあまあとれている」40%であり、あわせるとここでも約5割が連携がとれているという結果であった(図7)。

3) 学校薬剤師との関係について改善したいことや、学校薬剤師に対する要望

学校薬剤師との関係について改善したいことや、学校薬剤師に対する要望の有無を質問したところ、全体の結果では、あると答えた者が13.8%、ないと答えた者が83.5%、無回答2.7%であった。学校

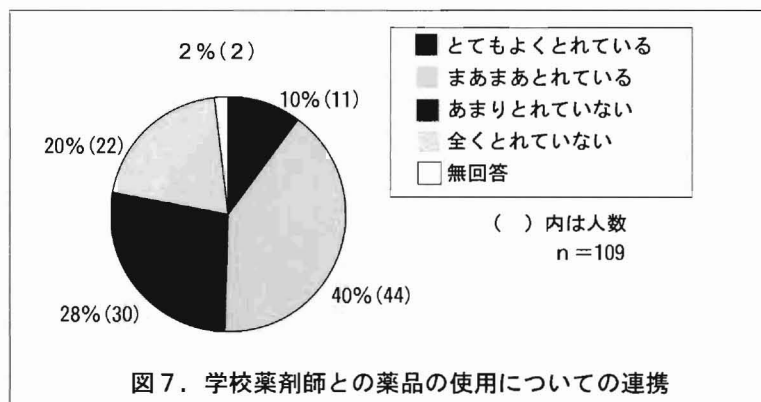
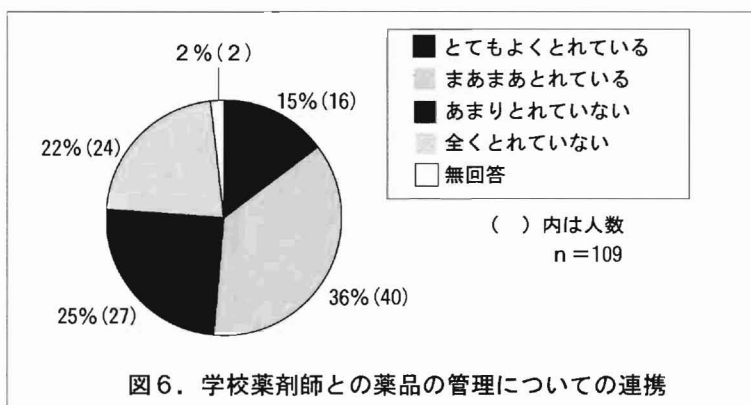
薬剤師との連携について、「とてもよくとれている」「まあまあとれている」と答えた者を「連携がとれている」群、「あまりとれていない」「全くとれていない」と答えた者を「連携がとれていない」群とした。「連携がとれていない」群に、改善や要望があると回答した者の割合が有意に高かった(図8, $p < 0.05$)。

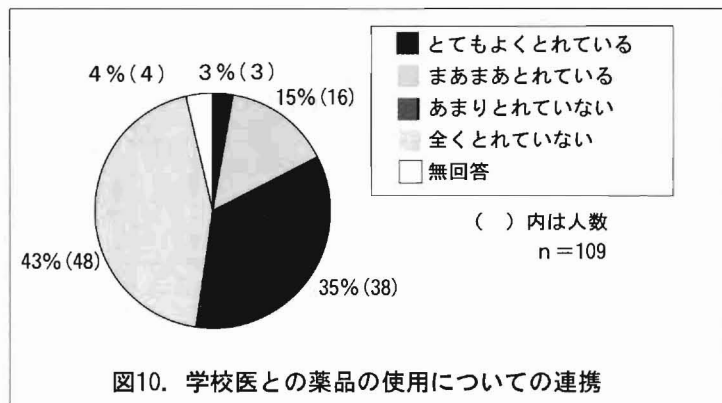
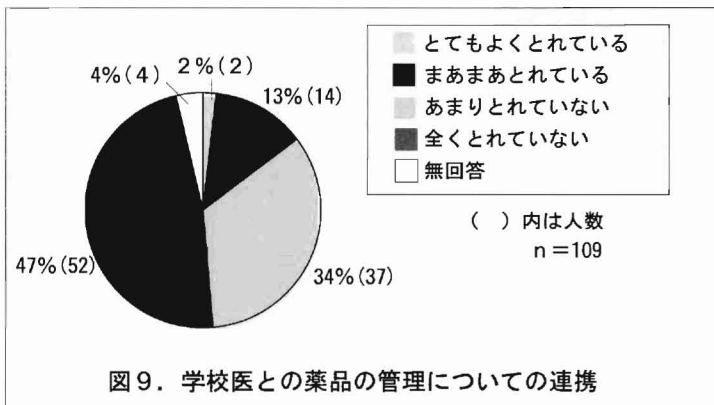
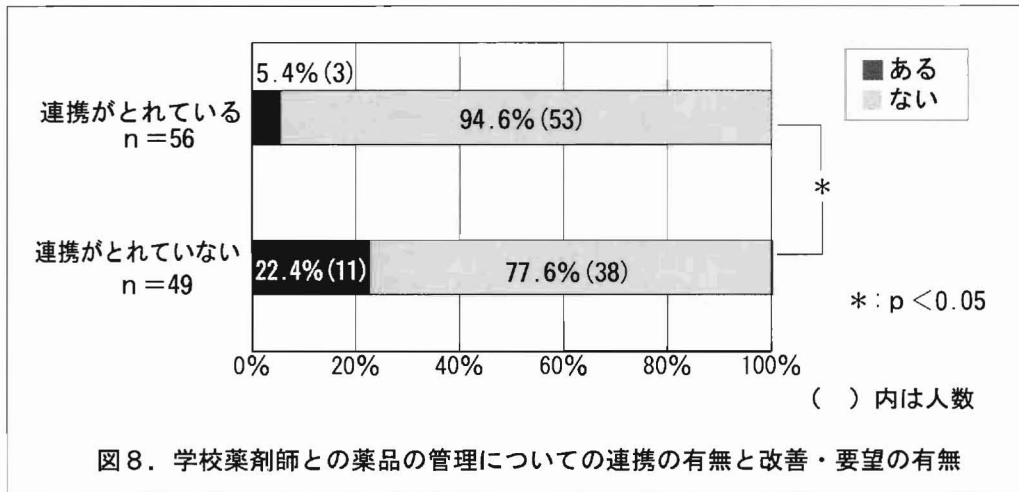
改善や要望の内容を文脈に沿って分類した結果、多かったのは「情報交換をもっと多くしたい」6名、「相談しやすい関係を作りたい」5名であった。

6. 学校医との関係について

1) 薬品の管理について

「学校医とは、薬品の管理についてよく連携がとれていると思いますか？」という質問の結果、「とてもよくとれている」2%、「まあまあとれている」13%であり、「あまりとれていない」34%、「全くとれていない」47%であり、連携がとれているという者は2割に満たなかった(図9)。





2) 薬品の使用について

薬品の使用について、1)と同じように質問した結果、「とてもよくとれている」3%、「まあまあとれている」15%であり、「あまりとれていない」35%、「全くとれていない」43%であり、連携がとれているという者は2割に満たなかった(図10)。

3) 学校医との関係について改善したいことや、学校医に対する要望

学校医との関係について改善したいことや、学校医に対する要望の有無を質問したところ、ある

と答えた者が23.8%、ないと答えた者が73.4%であった。あると答えた26名にその内容を自由記述で回答してもらった。内容を記載したのは、26名中23名(88.5%)で、のべ25件であった。内容を文脈に沿って分類した結果、薬品に関することと、健康診断などについての内容があった。薬品に関することでは以下のような回答があった。

- ① 薬について相談したとき、最も効果のものであるものを教えていただけるが、学校での使用にふさわしいものかと考えると疑問である。

- ② 使用についてアドバイスしていただけることがあったら積極的に受けたい。
- ③ 高齢なので、新しい事項がわからないらしく、何十年も前の法規に従って話をするので困る。もっと、形だけの「校医」ではなく、子どものための校医であってほしい。
- ④ 町の全ての学校を掛け持ちしていて、普段診療もしているので、相談してもなかなか直接お話しできない。

7. 児童，保護者に対する啓蒙活動

1) 児童に対する啓蒙活動

- ① 保健室での内服薬の使用や取り扱いについての方針説明の有無とその内容

児童に対して、保健室での内服薬の使用や取り扱いについての説明をしている者は68%、特にしていないと答えた者は31%であった。していると答えた者に、その内容を自由記述で回答してもらった。内容を記載したのは、74名中68名(91.9%)で、のべ75件であった。結果は表3の通りであった。

- ② 自己管理能力を高めるような指導の有無とその内容

児童に対して、児童の自己管理能力を高めるような指導をしているかを質問したところ、65%の者がしていると答え、特にしていないと答えた者は34%であった。していると答えた者にその内容を自由記述で回答してもらったところ、内容を記載したのは71名中40名(56.3%)であった。結果は表4の通りであった。

2) 保護者に対する啓蒙活動

「保護者に対して、保健室での内服薬の使用や取り扱いについての方針説明をしていますか?」という質問に対し、71.6%がしていると答え、特にしていないと答えた者は27.5%であった。していると答えた78名に、その方法や内容を回答してもらったところ、記載したのは42名(53.8%)であり、文脈に沿って分類したところ、のべ49件であった。方法としては、年度始めの保健日よりや入学説明会、保健室入室時、保護者説明会などの機会が多かった。内容は、「学校での内服薬の取り扱いについて」が多く、内服薬を使用しないということの説明していることが多かった(表5)。

表3. 児童に対しての保健室での内服薬の方針説明の内容

内 容	件数	のべ件数 75件	
		内 訳	件数
保健室のあり方について	37	保健室では薬を使用しない	28
		薬品は勝手に使用しないこと	6
		継続して与えることはできない	2
		治療を目的とした薬は置けないこと	1
服用以外の方法について	17	自然治癒力について	8
		薬に頼りすぎないこと	4
		自己管理について	3
		安易な服用の危険性について	2
服用させない理由について	10	服用させない理由	10
与える際の保健指導	6	飲む前までの処置の意味	1
		薬の作用について	3
		服用の理由について	2
使用には保護者の了承が必要なこと	5	使用には保護者の了承が必要	5

表4. 児童の自己管理能力を高めるための指導内容

内 容	件数	のべ件数 54件	
		内 訳	件数
薬の使用について	48	必要な薬は持参するように	23
		病院で処方された薬は学校で預かったり、把握したりする	11
		薬の飲み方について	6
		他の人に自分の薬は絶対あげないように	4
		アレルギー、慢性疾患などについては医師に相談するように	2
		具合が悪くなったときの対処の仕方について	2
生活の仕方	4	薬だけに頼らないこと	2
		体調悪化の原因について一緒に考える	1
		汗の始末について	1
保健室の意義	2	保健室は治療の場ではない	2

表5. 保護者に対する、内服薬についての方針説明の内容

のべ件数 49件

内 容	件数	内 訳	件数
内服薬の取り扱いについて	33	学校では内服薬を使用しない	25
		普段は使用しないが、宿泊を伴う際は使用もありうる	6
		与える際は保護者の確認をとること	2
保健室について	8	保健室は治療の場ではないこと	7
		一時的なもののみで、継続した手当てはしないこと	1
家庭に望むこと	6	必要な薬は家庭の責任で持参させること	5
		家庭での早めの休養と家庭の手当ての大切さ	1
個別相談	2	特別な支援が必要な場合は、個別に相談を受ける	2

IV. 考 察

近年、保健室ではできる限り内服薬を使用しないという考えが広まってきている。しかし、古田⁹⁾らの調査によると、小学校では、乗り物酔い薬は66%、解熱・鎮痛薬は65.3%、整腸薬は44.7%の学校が常備していると答えており、実際に保健室に内服薬を常備している学校が多いことがわかる。保健室に内服薬を常備しているのであれば、多くの場合、養護教諭が内服薬の管理をすることになる。内服薬の管理、使用は慎重にならなければならないが、実際に養護教諭はどのような意識をもって内服薬の管理、使用にあたっているのか、また、学校薬剤師や学校医とは薬品について連携がとれているのかを明らかにし、今後の内服薬使用のあり方を検討することにした。

1. 養護教諭の内服薬使用に関する意識

はじめに述べた通り、近年、保健室ではできる限り内服薬を使用しないという考えが一般的になってきている。今回の調査でも、保健室での内服薬使用について「望ましくない」と答えた者が69%であり、昭和53年の打川らの調査¹⁰⁾では22.7%であったことと比べると、約3倍に増えていることがわかる。逆に、「学校医・学校薬剤師の指導・助言があればよい」、「救急処置をするために、一般用医薬品の範囲なら使用してもよい」は、今回の調査では合わせて22%、打川らの調査では54.7%であり、半分以上に減少している。このことから、学校での内服薬使用について、「望ましくない」と考える者が増加してきていることがわかる。

「望ましくない」とする理由は、「養護教諭の仕事の範囲ではない」「薬以外の方法で対処すべき」「養護教諭の判断で与えるべきではない」「アレルギー、副作用の心配」が挙げられ、ここでも、内服による副作用の懸念が示された。また、「法的に保障されておらず、事故があった時の責任がもてない」という回答もあった。養護教諭の救急処置

について、小林¹¹⁾は「養護教諭の場合は、医師法17条に抵触の可能性をはりみながら、事実上行われている一連の医療類似行為について、何らの法的保障の整備や救済措置も講じられていない。養護教諭には専門的能力が必要であるが、医師ではないので応急手当、応急処置に止めるべきと、実態にそぐわない、一般人のレベルにとどまったあり方を説く論者が多い。医師の同乗がない救急車での搬送の実態の必要性から、救急救命士法が制定されたのと同様に、養護教諭にも実態に応じた発展的な法的保障が、早急に整備される必要がある。」と述べている。

基本的に保健室は治療をする場ではない。例えば、児童が熱を出した場合、保健室で解熱のための薬を内服させ、熱を下げたとしても、それはその場しのぎのことでしかない。それよりは、家庭に帰して安静にするように勧め、保護者の判断で病院を受診させるなどしたほうが児童のためには良いと考えられる。今回の調査で挙げられた「望ましくない」の理由は、このような考えの上に成り立つものだと考えられる。

保健室での内服薬の使用について約7割の者が「望ましくない」と答えたが、そのうち、実際の使用状況で「全く使用しない」と答えた者は24.7%であり、65.3%の者は、何らかの形で使用することもあると答え、考えと実際の使用状況には違いが見られた。使用理由として、「家庭との連絡がとれないこと」、「保護者から依頼されること」などが挙げられていた。また、普段は使用しないが、修学旅行など、宿泊を伴う行事の場合は使用することもあるという回答が多く、使用することがあると答えた者でも、大部分は、本当にやむを得ない場合のみであり、基本的には使用しないことを前提としていた。

内服薬使用時の相談は約7割の者が経験しており、その相談相手は、大部分が保護者であった。内服薬使用について「望ましくない」とした者の

理由の中に、「子どもの体質が多様化し、全てを把握しきれない」という者があつたが、使用の際の相談相手が保護者であることも、このような理由が関係していると考えられ、服用の可否、アレルギーの有無、服用経験の有無等を相談している者が多かつた。また、保護者の考えを知るため、さらに救急処置などをスムーズに進めるためには、内服薬のことに限らず保護者とは常に情報交換をしていき、保護者の考え方や、方針を知っておくことは重要である。特に、内服薬の使用は副作用などの心配があるため、今回の調査でも、子どもに確認するよりも保護者に確認する者が多い結果であつた。

2. 学校薬剤師、学校医との関係

学校薬剤師は、学校保健法第16条に設置の根拠が示されており、職務内容については、学校保健法施行規則第23条に規定されている。その中に、「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと」とあり、医薬品に関する職務が明記されている。

学校薬剤師と連携がとれているとする者は、薬品の管理について、薬品の使用についてともに約5割であつた。内服薬を購入する時に、学校薬剤師に相談している者は、ほとんどの者が連携がとれている群であつた。千葉¹²⁾の調査では、薬品選択の際の相談相手として学校薬剤師と答えた者が53.8%であり、今回の調査とほぼ同じ結果であつた。

学校薬剤師との関係について改善したいことや要望があつたのは全体の13.8%であり、連携がとれていないという群の方に有意に多く、内容は、「情報交換をもっと多くしたい」「相談しやすい関係を作りたい」であり、学校薬剤師との関係を今以上に改善させ、内服薬についての指導を受けたいと考えている養護教諭の要望が多いことが推察される。

学校医との連携がとれていると答えた群は、薬品の管理についても使用についても2割以下と、学校薬剤師と比較するとかなり少なかつた。質問に対し、「薬品については学校医の職務ではないと思う」という意見もあつた。学校医についても、設置の法的根拠は学校保健法第16条に示されており、職務内容については学校保健法施行規則第23

条に規定されているが、その職務内容には、学校薬剤師とは異なり、医薬品に関する執務が明記されていない。そのため、薬品については学校医の職務ではないと考えている者もいると推察される。しかし、内服薬を使用する際の助言などは、職務内容の「法第7条の疾病の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと」「校長の求めにより、救急処置に従事すること」の中に含まれるものと考えられる。また、保健室備付け医薬品取り扱い要領の中に、「この基準表以外の医薬品については、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の指示をうけること。」とあり、学校医の役割が示されている。

今回の調査からは、薬品について、学校医と養護教諭の連携はあまりとれていないという現状が明らかとなつた。要望の内容には、「とても忙しい方なのでなかなか相談できない」という意見も多く、水田ら¹³⁾の調査でも、救急業務の問題点として、「学校医と相談しにくい」という意見が15.3%あり、現実として、学校医と緊密に連絡を取り合うのは難しいということが推察される。他の要望の内容としては「学校に協力的であってほしい」「学校にふさわしい情報がほしい」等であつた。養護教諭からみた学校医の理想像として、「新しい医学知識を吸収している人」「相談しやすい人」等¹⁴⁾があり、また、養護教諭が学校医に望んでいることでも、「医学の最新情報、知識、地域の疾病流行状況を早期に教えていただきたい」等¹⁵⁾がある。今回の調査結果と内容は似ており、これらの要望の実現には、原井¹⁶⁾が述べているように学校医と養護教諭相互の熱意と工夫にあるのではないかと考えられる。

子ども達の安全と、養護教諭自身の情報収集のためにも、学校医との連携体制を確立することが重要であると考えられる。

3. 児童、保護者に対する啓蒙活動

養護教諭が内服薬の使用についての考えを持っている場合、その考えを児童に伝え、理解を求めることが円滑な保健室経営、救急処置には必要である。そこで、保健室での内服薬の取り扱いや方針について、児童に説明、指導をしているかという質問をしたところ、約7割の者がしていると答えた。方法としては、年度始めの保健だよりや保健室来室時が多かつた。年度始めに保健室の説明をし、内服薬は使用しないと伝えることで、児童が安易に薬を求めて来室するのを防ぐ意味もある

と推察される。しかし、ただ使用しないと説明するだけではなく、使用しない理由や自然治癒力についての説明もしており、児童が納得できるように指導している様子が見えられた。

児童の自己管理能力を高めるための指導内容としては、「薬の使用について」や「生活の仕方」が挙げられた。必要な薬は持参させ、また、病院で処方された薬については、養護教諭が把握して飲ませるといった意見もあった。子どもの体質の多様化により、副作用を避けるためにも重要なことと考える。

児童と同様に、円滑な保健室経営や救急処置のためには、保健室のあり方、内服薬の使用について、保護者の理解も必要となってくる。そこで、保護者に対する活動について質問したところ、約7割が何らかの活動をしており、その内容は、「内服薬の取り扱いについて」「保健室について」「家庭に望むこと」などであり、「保健室では内服薬を使用しないこと」「保健室は治療の場でないこと」を説明している者が多く、児童に対しての場合とほぼ同じであった。保護者、児童に説明することで、より確実に保健室のあり方、内服薬の取り扱いについての理解が深まるものと考えられる。また、方法としては、入学説明会や、年度始めの保健だよりが多く、最初の段階に説明をしていた。

4. 保健室における内服薬の管理、使用のあり方について

今回の調査からは、保健室での内服薬の使用については、約7割の者が「望ましくない」と答えているのに対し、実際に「全く使用しない」とする者は24%であり、考えに反して、使用せざるを得ない状況があることがうかがえた。近年の子どもの体質の多様化、薬の副作用などを考慮すると、内服薬の使用については、かなり慎重にならなければならない。内服薬の購入にあたっては、使用経験がある者であっても、その都度学校医や学校薬剤師と相談し、その内服薬の最新情報やより良い内服薬の情報を得るようにすべきだと考える。また、管理については、不安内容として、保管場所が施錠されていないこと、職員との共通理解などが挙げられていた。無断使用を防ぐためにも保管場所には施錠をし、また、子どもに対して一貫した姿勢で臨むためにも、日常的に職員の理解を得られるような活動をしていく必要がある。

使用については最小限にとどめ¹⁷⁾、使用する際

には、保護者の了解を得て、必要な情報を収集することが望ましい。子どもの体質や、過去の服用経験などについては保護者が一番よく把握しており、保健調査や日常の情報収集だけでは、養護教諭が全てを把握することは難しいと思われるからである。

保健室での内服薬の使用や取り扱いについての方針を説明することは、円滑な保健室経営や救急処置をする上で、大変重要だと考えられる。さらに、この活動は、自然治癒力、薬の飲み方、薬の作用・副作用などについての保健指導の機会でもあり、児童の自己管理能力を育成につながるものである。

V. おわりに

北海道の小学校に勤務する養護教諭を対象に、養護教諭の内服薬に関する意識について調査した。109名の有効回答があり、以下の結語が得られた。

1. 保健室における内服薬使用については、「望ましくない」が69%、「条件付きで使用しても良い」が22%であった。
2. 「望ましくない」と回答した75名のうち、65.3%は実際に使用することがあるという回答であった。
3. 内服薬の使用は「割合よく使用する」は1%のみで、「やむを得ない場合のみ使用する」は74%であった。
4. 内服薬使用時の相談の有無では、68%があると答え、相談相手は保護者が最も多かった。
5. 内服薬の管理については17.1%、使用については45.1%の者が不安があると回答した。
6. 学校薬剤師とは内服薬の管理および使用について約5割の者が連携がとれていると回答したが、学校医と連携がとれている者は2割に満たなかった。
7. 保健室での内服薬の使用や取り扱いについての方針説明は、児童・保護者に対して約7割の者がしていた。

これらより養護教諭は内服薬の管理、使用については大変慎重であり、また不安も抱えていることが明らかとなった。さらに学校薬剤師、特に学校医との連携についての課題が明らかとなった。

本研究にご協力くださいました北海道胆振管内、石狩管内、札幌市の小学校養護教諭の皆様には、感謝いたします。

VI. 文 献

- 1) 江口篤寿, 吉田瑩一郎: 養護教諭実務質疑応答集, 544, 第一法規株式会社, 1975
- 2) 杉浦守邦: 学校救急処置マニュアル, 2~3, 東山書房, 平成10年
- 3) 古田敬子, 美馬信, 岡崎延之: 保健室の医薬品に関する研究, 学校保健研究, vol.44, 82~83, 2002
- 4) 高橋節夫: ぎもん・しつもん学校環境衛生, 127, 東山書房, 平成10年
- 5) 杉下順一郎: 学校環境衛生活動Q/A集, 217, 薬事日報社, 1999
- 6) 前掲書 3)
- 7) 千葉由美子: 学校救急薬品に関する管理・指導の実態調査, 養護教諭の職務研究第5集, 119~127, 東山書房, 昭和47年
- 8) 打川加津子, 太田直子, 滝本厚子: 学校救急薬品使用についての養護教諭の意見調査-内服薬品-, 学生特別研究論文集10, 弘前大学養護教諭養成所, 昭和53年
- 9) 前掲書 3)
- 10) 前掲書 8)
- 11) 小林育枝: 学校救急処置の特殊性と養護教諭の能力, 学校保健研究, 446~447, 1997
- 12) 前掲書 7)
- 13) 水田隆三他: 養護教諭と救急医療についての問題点, 小児保健研究, 53(2), 342, 1994
- 14) 福田潤: 学校医と学校保健 小児科・学校保健マニュアル第二版, 1, 診断と治療者, 1996
- 15) 中村泰三: 望ましい学校医の活動, 小児保健研究, 第49巻(増刊号), 90~96, 1996
- 16) 原井和子: 学校医についてのアンケート, 徳島県養護教諭協会, 第26回全国学校保健・学校医大会資料, 1995
- 17) 前掲書 4)

(2004.1.14受理)